

# 供託手続関係

## 日本銀行代理店の廃止・集約のお知らせ

徳島地方法務局阿南支局で取り扱う供託物の納付先（銀行取扱店）が、次のとおり変更となります。

取扱店変更日：令和6年6月3日（月）

変更前 (令和6年5月31日まで)	変更後 (令和6年6月3日から)	
日本銀行阿南代理店 (阿波銀行阿南支店)	供託金 振替国債	日本銀行徳島代理店 (阿波銀行本店営業部) 徳島市東新町1丁目29
	有価証券	日本銀行高松支店 高松市寿町2丁目1-6

(取扱時間：9時から15時まで)

※ 取扱店変更日以降は、日本銀行阿南代理店（阿波銀行阿南支店）において納付等の手続を行うことはできません。

- ✓ 金銭の供託については、供託所（法務局）及び日本銀行（取扱店）に行くことなく「**オンラインによる申請**」をすることができます。
- ✓ 日本銀行（取扱店）に行くことなく、ゆうちょ銀行等のペイジー対応ATMから「**電子納付**」で供託金を納付することもできます。

ご不明な点はお問合せください。

〒774-0013

徳島県阿南市日開野町谷田497-2

徳島地方法務局阿南支局 電話：0884-22-0410

日本銀行代理店の廃止・集約に伴う  
供託事務の取扱いに関するQ & A集

- Q 1 徳島地方法務局阿南支局において、供託金の納付先が変更になると聞きましたが、いつから変更になりますか。 . . . . . 1
- Q 2 今まで日本銀行阿南代理店に納付している供託金は、令和6年6月3日（月）からどこに納付したらよいですか。 . . . . . 1
- Q 3 日本銀行徳島代理店は遠方のため、供託金を徳島地方法務局阿南支局付近で納付することはできますか。 . . . . . 1
- Q 4 納入予定の供託金が、ATMの利用上限額（各金融機関にお尋ねください。）を超える場合は、どうすればよいですか。 . . . . . 1
- Q 5 オンラインによる申請の方法を教えてください。 . . . . . 2
- Q 6 令和6年6月3日（月）以降、当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をすればよいですか。 . . . . . 2
- Q 7 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。 . . . . . 2
- Q 8 日本銀行阿南代理店での小切手による払渡しは、いつまで可能ですか。 . . . . . 3
- Q 9 小切手のほかに、供託金の払渡しを受ける方法はありますか。 . 3

Q 1 徳島地方法務局阿南支局において、供託金の納付先が変更になると聞きましたが、いつから変更になりますか。

A 日本銀行の代理店廃止・集約に伴い、令和6年6月3日（月）から徳島市にある日本銀行徳島代理店（阿波銀行本店営業部）に変更になります。

Q 2 今まで日本銀行阿南代理店に納付している供託金は、令和6年6月3日（月）からどこに納付したらよいですか。

A 日本銀行徳島代理店（阿波銀行本店営業部：徳島市東新町1丁目29）に納付してください。

Q 3 日本銀行徳島代理店は遠方のため、供託金を徳島地方法務局阿南支局付近で納付することはできますか。

A 金銭の供託については、以下の①又は②の方法により供託金を納入することができます。供託を申請するの際にその旨をお申し出ください。

法務局において供託金の納入が確認され次第、供託書正本を交付することができます。

① 電子納付（ペイジー）

ペイジーが利用できる「ゆうちょ銀行」や「阿波銀行」のATM、又は、インターネットバンキングを利用して納付する方法があります。手数料は原則無料です。

② 振込方式

阿波銀行阿南支店にある供託官名義の当座預金口座へ銀行振込により納入することができます。

なお、別途、振込手数料がかかりますので、供託者においてご負担いただくこととなります。

Q 4 納入予定の供託金が、ATMの利用上限額（各金融機関にお尋ねください。）を超える場合は、どうすればよいですか。

A ①阿波銀行阿南支店の供託官名義の当座預金口座へ振り込む方法により納付する方法、②徳島市にある日本銀行徳島代理店窓口へ直接納付する方法のいずれかの方法により納付していただくこととなります。

なお、①の振込方式の場合は、振込手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。

Q 5 オンラインによる申請の方法を教えてください。

A 供託の手続は法務局の窓口で供託申請をしていただくほか、インターネットで供託していただくことが可能です。

インターネットで申請を行えば、法務局へ出向くことなく供託の申請手続きができます。インターネットによる申請方法は「供託かんたん申請」と「申請用総合ソフト」の2通りありますが、比較的簡単な「供託かんたん申請」をおすすめします。なお、「供託かんたん申請」はスマートフォン（機種によっては、ご利用いただけない場合があります。）でもご利用いただけます。

オンラインによる供託手続については、「供託ねっと」(<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/kyoutakunet/top.html>)をご覧ください。



Q 6 令和6年6月3日（月）以降、当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をすればよいですか。

A 徳島地方法務局阿南支局において供託申請手続を行っていただき、供託金の納付を行ってください。

①午後3時までに日本銀行徳島代理店窓口に納付

②電子納付の場合は当日中に納付

③振込方式で納付の場合は当日中に振込手続

②及び③の場合は、徳島地方法務局阿南支局において供託金が納付された情報が受信され次第、法務局の窓口にて供託書正本を交付します。

お急ぎの場合は、あらかじめ法務局にご相談のうえ申請してください。

Q 7 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。

A 令和6年6月3日（月）以降は、日本銀行高松支店に寄託し、または受け取ることになります。

Q 8 日本銀行阿南代理店での小切手による払渡しは、いつまで可能ですか。

A 令和6年5月31日（金）午後3時までになります。

Q 9 小切手のほかに、供託金の払渡しを受ける方法がありますか。

A 払渡請求者の預貯金口座に振り込む方法があります。振り込まれるまでに一週間程度かかりますが、振込手数料はかからず、小切手の持ち運びに伴うリスクがなく安全です。